

廃棄物熱回収施設設置者認定制度について

1. 概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項の許可に係る一般廃棄物処理施設又は同法第 15 条第 1 項の許可に係る産業廃棄物処理施設であって、熱回収（廃棄物発電・余熱利用）の機能を有する施設を設置している者は、一定の基準に適合していることについて、都道府県知事等の認定を受けることができる。

2. 認定を受けるための要件（一部抜粋）

- 年間 10%以上の熱回収率で熱回収を行うことができる者であること。

$$A = (E \times 3,600 + H - F) / I \times 100$$

A：熱回収率（%）

E：熱回収により得られる電気の量（発電量）（単位：メガワット時）

H：熱回収により得られる熱のうち、電気に変換される量を減じて得た量（単位：メガジュール）

F：外部燃料を利用することにより得られる熱量（単位：メガジュール）

I：熱回収施設に投入される廃棄物熱量と外部燃料熱量の総量（単位：メガジュール）

- 熱回収施設に投入される廃棄物と燃料の総熱量の 30%を超える外部燃料を投入しないこと。
- 熱回収に必要な設備の維持管理を適切に行うことができる者であること。
- 熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置が設けられていること。

3. 認定を受けるメリット

- 廃棄物を保管できる日数が 21 日まで認められる。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 2 の 2 または同法 15 条の 2 の 2 に規定する定期検査の義務を免除。
- 認定を受けた者は、熱回収認定基準及び能力基準の双方を満たした施設として、公的に評価されることにより、意識の高い排出事業者による認定施設への処理委託が推進されることが期待される。

4. 留意事項

- 廃棄物熱回収施設設置者認定を申請する際は、当該熱回収施設における過去 1 年間の実績を記載した書面の提出が必要。
- 認定は、5 年ごとに更新を受けなければ効力を失う。
- 認定熱回収施設設置者は、毎年 6 月末までに前年度における熱回収の内容に関する報告書を都道府県知事等に提出。
- 都道府県知事等は、実績報告等から認定熱回収施設が環境省令に定める基準に適合しなくなると認めるときは、その認定を取り消すことができる。